

労働 とやま

2014年
11月号
第769号

今月の主な内容

- 元気とやま! 仕事と子育て両立支援企業をご紹介します!
〈射水建設興業株式会社〉
株式会社 熊野製作所
- 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です
- パートタイム労働法が改正されました!

富山県若者就業支援センター(ヤングジョブとやま)

とやま企業ガイダンス2014冬 ～若者のための合同企業説明会～

を開催します!

新規学校卒業予定者及び転職・U I Jターン就職希望の若者と
県内企業とのマッチングの場を提供し、一人でも多くの若者の就
職促進を図るため、次のとおり合同企業説明会を開催します。

日時 平成26年12月22日(月) 13:30～16:30

会場 とやま自遊館ホール(富山市湊入船町9-1)

対象者▶ 富山県内の事業所等で働くため、就職活動を行う次に掲げる者

- ・平成27年3月大学等卒業予定の学生
- ・平成24年3月～平成26年9月大学等卒業生
- ・転職及びU I Jターン就職希望の若者

参加企業▶ (1) 募集企業数 75社

(2) 参加企業の要件(下記①、②ともに満たす必要があります。)

- ①参加対象者を正社員として採用予定の企業
- ②県内に事業所を有する企業

(3) 参加申込み

ヤングジョブとやまのウェブサイト(☎<http://www.youngjob-tym.jp/>)に掲載する
「合同企業説明会」申込フォームからのお申し込みください。
(電話、FAXなどでは受付をしておりません。)

(4) 参加申込受付期間

11月27日(木)10:00～11月28日(金)17:00

(5) 参加の決定

要件を満たす企業であることを確認後、原則抽選で決定します。

※抽選に当たっては、「若者応援企業」宣言の有無や、業種の偏り等を考慮します。

(6) 参加企業発表

12月8日(月)にヤングジョブとやまのウェブサイトにて公開予定です。

参加料
無料

詳細は、富山県若者就業支援センター(ヤングジョブとやま)へお問い合わせください。

富山市湊入船町9-1 とやま自遊館2階 ☎076-445-1996

※富山県若者就業支援センター(ヤングジョブとやま)...

若者に対する総合的な就職支援窓口として設置し、(一財)富山勤労総合福祉センターが運営。就職に関する情報提供、カウンセリングなどの職業相談、職業紹介までの就職支援サービスを1つの窓口で提供(ワンストップサービスセンター)。

平成26年度

元気とやま!仕事と子育て両立支援企業 第2回

をご紹介します!

射水建設興業株式会社

所在地：高岡市

業種：建設業

職員：50名（男性43名、女性7名）



当社はワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいます。

顧客満足を経営方針とし、地域の豊かな未来をつくりあげるためには、従業員一人ひとりが、もてる能力を最大限に発揮する必要があるからです。

建設業は時間的に不規則な労働になることが多い業界ですが、少しでも仕事と子育てが両立しやすい環境づくりに今後も努めていきます。

射水建設興業の主な取組み

☆仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくり

子が小学校就学前まで利用できる短時間勤務制度など、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを行うとともに、看護休暇（有給）や所定外労働時間削減のためのノー残業デーの実施など仕事と生活の調和に取り組んでいます。

☆年次有給休暇の取得促進

半日単位で取得できる年次有給休暇制度を整備し、課内で話し合いをし調整を行うよう、社員の理解と周知徹底を進めた結果、年次有給休暇取得率は77%になっております。

☆今後の取組み

仕事と子育ての両立支援制度のさらなる拡充を図りながら、より一層、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に取り組んでいきたいと思っております。こうしたことで、社員一人ひとりが仕事にメリハリを持ち、効率の良い仕事ができると考えています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、今後も働きやすい職場環境づくりに努めていきます。

利用者の声

金塚さん

現場監理
お子さんは2人

私は高専卒業後に入社して、15年目になります。現場に出る仕事のため、独身時代は一生働ける仕事ではないのだろうと思っていました。

1人目の子を妊娠した時、会社に話したらどう言われるだろうと不安でいっぱいでした。でも、会社からの答えは、「出産してもやめないで、育児休暇をたっぷり取って、戻ってきてくださいね。」というあたたかいお言葉をいただき、とてもうれしかったことを覚えています。

出産後は新米ママとして育児に奮闘し、仕事では味わえない子育ての大変さや楽しみを感じて育児休暇を楽しむことができました。育児休暇中に職場に赤ちゃんを連れて行くと、ベテランママ達から「抱っこさせて。かわいい。」と気軽に声をかけてもらったり、子育てのアドバイスをもらって実践していました。去年は2人目の育児休暇をいただき、2児のママとして、これから結婚・出産を迎える後輩が安心して育児休暇が取れ、笑顔で戻ってこられるよう会社をサポートして、長く勤められる職場にしていきたいと思っております。



株式会社 熊野製作所

所在地：砺波市

業種：金属加工業

職員：75名（男性53名、女性22名）



当社はワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいます。

取引先から信頼される製品を製造し、市場の信頼を得るために、従業員が持てる力を最大限に発揮できる環境づくりが必要だと思っております。

今後も、従業員が働きやすい職場づくりに努めてまいります。

熊野製作所の主な取組み

☆男性従業員への育児参加を支援！

男性従業員が多いこともあり、特に男性従業員への育児参加に対する支援を積極的に取り組んでいます。制度整備に併せて、トップや上司の両立支援への理解と会社全体の意識が高いので、男女問わず制度が利用しやすい雰囲気があります。

☆充実した両立支援の制度！

熊野製作所では、

○子が小学校就学まで利用できる短時間勤務制度

○半日単位の看護休暇

○配偶者出産休暇制度（1日、有給）

○パート等から正社員への登用制度の整備

など、仕事と子育てを両立しながら安心して働ける職場環境の構築に取り組んでいます。

☆ワーク・ライフ・バランスの推進も！

従業員の休暇取得促進として、半日単位で取得できる年次有給休暇制度の整備や、誕生日休暇（有給）を導入しています。特に誕生日休暇に関しては従業員に理解と周知徹底を図り、取得率74%を達成しました。

また、環境改善のための提案ポストを設置し、仕事に対する要望や悩みを伝えやすい職場づくりを行っています。

☆今後の取組み予定

有給休暇取得率向上を目指した取組（計画年休等）を考えております。

利用者の声

高木さん

設計開発
お子さんは2人

今までは妻に任せっきりだった育児ですが、2人目が生まれ、せめて上の子の面倒は見なければと思っていた頃、たまたまその子が体調不良で保育所を休むことになりました。病院に連れて行くため、なんとなく「看護休暇」の制度を利用しました。自分としては、ちょっと変わった有給休暇みたいな感覚でしたが、妻に説明したところ、「子どもの看護のための休み?! しかも有給とは別にけ?! それすごいありがたい! 頼みやすくなるね!」と安堵の表情。その言葉と表情で、「看護休暇」が子どものためだけではなく、父親が育児に参加することで妻のためにもなること、つまり家族のためになることに気づきました。

中山さん

製造管理
お子さんは2人

私が入社した頃、長男はまだ1歳と小さく、また長女と保育所が異なっていたこともあり、短時間勤務制度を利用させていただきました。

子ども達と同じ保育所に通所するようになると、フルタイム勤務で働き始めましたが、まだ年齢も低いこともあってよく病気になり、会社を休まざるを得ないことが多くなりました。我が家は祖母も働いており、有給休暇を取得して看病するのが母親である私の役割となることが多く、精神的に負担を感じるようになりました。ですが、子の看護休暇制度が始まり、その制度を利用させていただいていくうちに、気兼ねなく子どもの看病に時間を費やせる安心感を得ることができました。もちろん家族にも好評です。

まだ暫くは子どもに手がかかりますが、長い人生ではほんの一瞬の時間です。その大切な時間を支えてくれる会社や上司、同僚に感謝しています。そして、日々精進しながら業務に勤しみ、会社に貢献していきたいと思っております。

11月1日土～30日日は

「過重労働解消キャンペーン」期間です。

～ 過重労働、賃金不払残業をなくしましょう ～

労働時間等の現状（全国）をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、また、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災支認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところであり、今後ともこれらの問題の解消に向けた対策を積極的に推進していく必要があります。

このため厚生労働省では、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組を行い、長時間労働の抑制等の過重労働解消に向けた取組の推進を図るため、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間とし、各種活動を展開することとしています。

◆過重労働による健康障害を防止するためには、

- ①時間外・休日労働時間の削減
- ②労働者の健康管理に係る措置の徹底

を実施することが大切です。

◆賃金不払残業を解消するためには、

- ①「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守
- ②職場風土の改革

③適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

④労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備等を実施することが大切です。

これらの対策を推進していくためには、労使が一体となった取組を行うなど社会的気運の醸成が重要です。

そのため、富山労働局においては10月24日に労使団体に要請文の手交を行いました。

厚生労働省では、労働条件相談ほっとライン等により、職場の長時間労働時間に関する相談や情報を受け付け、監督指導に活用します。

労働条件相談ほっとライン

無料

月・火・木・金 17:00～22:00

土・日 10:00～17:00

フリーダイヤル はい! ろうどう

0120(811)610

各事業場におかれましても、労働時間の適正な把握・管理をより一層徹底され、長時間労働の抑制と過重労働・賃金不払残業の解消にご協力をお願いします。

(富山労働局労働基準部監督課)

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険に入っていない経営者に、人を雇う資格はありません。

— 労働保険への加入は経営者の義務であり責任です。 —

正社員はもちろん、パート、アルバイト、臨時職員など、名称の如何を問わず、ひとりでも労働者を雇っている事業主は、労働保険に加入する必要があります。

お手続きは、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所まで。

職業能力開発促進月間 障害者職業能力開発促進旬間のお知らせ

厚生労働省では、毎年11月を「職業能力開発促進月間」と定め、職業能力の開発・向上の促進と魅力ある技能社会の形成を目指すこととしています。

この月間中に本県で行われる関連行事は次のとおりです。

- ・富山県部門功労表彰式
- ・平成26年度前期技能検定合格証書の交付
- ・「とやまの名匠」認定式
- ・富山県職業能力開発協会表彰式

また、職業能力開発促進月間のうち、11月1日～10日までの10日間を「障害者職業能力開発促進旬間」と定め、障害のある方の職業訓練の受講を促進するとともに、その就職や職場定着への支援について、事業主の方など、広く一般の方々に対してPR等を行っています。

「職業能力開発促進月間」や「障害者職業能力開発促進旬間」についての詳しいことは、県職業能力開発課（☎076-444-3260）までお問い合わせください。

男性の育児参加は、会社にも社会にもプラスです!!

男性の育児参加を進めることは、企業にとっても、男性従業員の育児休業の取得や短時間勤務の実施などを契機として、職場内での業務の改善や働き方の見直しが進み、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現による心身の健康の確保や労働時間の短縮によるコスト削減などの効果が期待されます。

ここでは男性の育児参加に取り組む企業をアシストする支援策を紹介します！

☆好事例の紹介

- ・「イクメン・プロジェクト」企業の事例紹介 [☞ http://ikumen-project.jp/wlb_company.html](http://ikumen-project.jp/wlb_company.html)
- ・「男性社員が育児参加しやすい職場づくりガイドブック」 [☞ http://ikumen-project.jp/pdf/guidebook.pdf](http://ikumen-project.jp/pdf/guidebook.pdf)

☆先進的な取組を進めている企業の認定・表彰

- ・イクメン企業アワード [☞ http://ikumen-project.jp/active/active_project.html](http://ikumen-project.jp/active/active_project.html)
- ・均等・両立推進企業表彰 [☞ http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html)
- ・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定制度 [☞ http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/26.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/26.html)

～この「次世代法」が改正されました！～

次世代法とは日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。

次世代法に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、くるみん認定を受ける企業が増えるなど仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、以下のとおり、次世代法が改正されました。



「くるみん」マーク

改正ポイント① 法律の有効期限の延長（平成26年4月23日施行）

法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

このため、事業主は引きつづき、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。

改正ポイント② 新たな認定（特例認定）制度の創設（平成27年4月1日施行）

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、くるみん認定を受けることができます。今回の改正では、このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定、「プラチナくるみん」(仮称)）制度が創設されます。

問合せ先 ▶ 富山労働局雇用均等室 ☎076-432-2740

パートタイム労働法が改正されました!!

改正法に関する説明会を開催します!

平成27年
4月1日から
施行

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が変わります!

- ①正社員との差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されます。
職務内容が正社員と同一、人材活用の仕組み(人事異動等の有無や範囲)が正社員と同一であるパートタイム労働者については正社員との差別的取扱いが禁止されます。
※これまでは「無期労働契約を締結しているパートタイム労働者であること」も要件とされていました。
- ②「短時間労働者の待遇の原則」が新設されます。
パートタイム労働者と正社員で待遇が違う場合、その待遇の違いは、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする規定が創設されます。
- ③パートタイム労働者を雇い入れたときは、事業主が実施する雇用管理の改善措置の内容について説明しなければなりません。
- ④パートタイム労働者からの相談に応じて適切に対応するための相談窓口を設置し、雇い入れ時の文書交付などにより明示しなければなりません。

～改正パートタイム労働法・次世代法説明会のご案内～

改正パートタイム労働法及び改正次世代法に関する説明会を右記のとおり開催いたしますので、ぜひご参加ください。(事前申込制としておりますので、参加を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。)

注) いずれの会場も定員に達し次第、申込を締め切りますので予めご了承ください。

富山会場(2回開催)(定員各回250名)

ボルファートとやま2階 ボルファートホール(富山市奥田新町8-1)

- 12月2日(火) 14:00～16:00
- 12月4日(木) 14:00～16:00

高岡会場(1回開催)(定員180名)

高岡文化ホール 多目的小ホール(高岡市申川園町13-1)

- 12月12日(金) 14:00～16:00

問合せ先 富山労働局雇用均等室 ☎076-432-2740

“スキー場リフト券補助”のご案内

(公財)富山県労働福祉基金では、中小企業に働く人や未組織労働者の福祉の向上を目指し、勤労者に対する福利厚生事業の一環として、立山山麓スキー場・あわすのスキー場・IOX-AROSAスキー場(南砺市)のスキーリフト券の一部を補助します。

希望される方は、(公財)富山県労働福祉基金事務局までお申し込みください。利用補助券をスキー場のリフト券売場に提出し、利用料金から800円差し引いて精算します。

■対象者 県内で働く勤労者とその家族

■補助金額 1人1枚 800円(年1回)

○立山山麓スキー場とIOX-AROSAスキー場では、1日券、4時間券、ナイター券に利用できます。但し、回数券には利用できません。

○あわすのスキー場では、立山山麓共通券及びあわすの専用1日券に利用できます。

■利用期間 立山山麓スキー場：平成26年12月14日～平成27年2月28日まで

あわすのスキー場：平成26年12月21日～平成27年2月28日まで

IOX-AROSAスキー場：平成26年12月20日～平成27年2月28日まで

※利用補助券は、富山県労働福祉基金で承認印を押したものをリフト券売場に提出してください。希望者は直接取りに来るか、郵送の場合は事業所宛先・リフト券補助枚数を記入のうえFAXで申し込みしてください。無くなり次第終了となりますのでご了承ください。

なお、数に限りがありますので、1事業所につき30枚までとさせていただきます。

補助券は12月上旬頃から順次送付いたします。

問合せ先 公益財団法人 富山県労働福祉基金事務局(富山労協事務所内)

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10階 ☎076-431-0539 ☎076-431-0510



日本人留学生・外国人留学生を対象とした 合同企業説明会・面接会・企業研究会のご案内

日時

12月19日(金)

13:00~16:00
(12:30受付開始)

場所

富山大学学生会館ホール
(富山市五福3190)

富山県では、高度な知識や技術を有する県内大学等の外国人留学生や、国際感覚を磨いた日本人留学経験者の県内就職を促進し、県内企業等の人材確保を支援するため、「グローバル人材活用促進事業」を実施しております。

このたび、グローバル人材の採用を検討している県内企業と、グローバル人材を対象とした、ブース形式の合同企業説明会・面接会・企業研究会を開催いたします。「海外との取引を検討している」「日本人留学生・外国人留学生の採用に関心がある」といった企業の方々におかれては、優秀なグローバル人材に自社をアピールするチャンスです。

参加を希望される企業の方は、下記運営事務局までお問い合わせください。

主催：県労働雇用課 (☎076-444-8897)

問合せ先 運営事務局：(株)マイナビ富山営業所 ☎076-442-1860

「とやまシニア専門人材バンク」の登録企業を募集中

～即戦力の専門人材をお探しの貴社のニーズにきめ細かく対応します～

富山県では、専門的知識、技術、経験を活かして就労を希望する高齢者と、これらの人材を求める企業との効果的なマッチングを図るため、一昨年の10月に「とやまシニア専門人材バンク」とやま自遊館2階に開設し、先頃開設2周年を迎えました。

人材バンクでは、富山県・富山労働局・富山公共職業安定所が一体となって支援を行います。企業の人材確保のため、是非ご活用ください。

○開設以来、多くの求職者や企業が登録・就職されています!

(H26.9月末現在)

登録者数 1052名
うち就職者数 598名
登録企業数 555社

■対象

- 概ね55歳以上で、有する専門知識や技術等を活用して再就職を希望される方
- これらの専門人材の採用を希望する企業等

■特徴

- 相談から情報提供までワンストップで支援します。
- 企業の即戦力となる専門人材を登録しています。
- インターネットで専門人材の検索・閲覧が可能です。
- 企業の求人ニーズに合わせて人材の発掘・紹介をします。
- 現在就業中の人、UIJターン希望の県外在住者等広範囲の求職者をカバーしています。

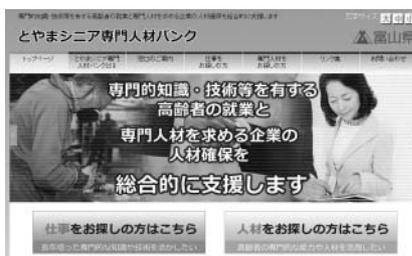
○サービスをご利用いただくには、人材バンクへの登録が必要です。

○登録は、バンク窓口での受付のほか、インターネットからでも可能です。(右記ホームページで受け付けています。)

まずは、人材バンクへの登録をぜひお願いします。

とやまシニア専門人材バンク・ウェブサイト

☞ <http://senior-bank.pref.toyama.lg.jp>



- 登録いただくと、インターネット上で専門人材の詳細情報の閲覧が可能になります。
- 企業情報、採用予定情報を登録・公開することで、専門人材とのマッチングの可能性が高まります。
- その他、必要な情報を随時お知らせいたします。

とやまシニア専門人材バンク窓口

所在地 〒930-0805 富山市湊入船町9番1号
(とやま自遊館2階)

開設時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
※祝日、年末年始は除く

電話番号 076-444-4289 FAX番号 076-444-0117

問合せ先 とやまシニア専門人材バンク ☎076-444-4289
県労働雇用課 ☎076-444-8897

平成26年度(平成27年1月入所) ポリテクセンター富山

職業訓練受講生募集のお知らせ

本訓練は、離職した方又は転職を希望する方が、早期に再就職できるよう実践的な知識と技能を習得することを目的としています。平成27年1月の開講コースは次の5コースです。

Table with 2 columns: 訓練科名 (Course Name) and 訓練内容 (Training Content). Courses include CAD/CAM技術科, 機械加工技術科, テクニカルメタルワーク科, 組込みマイコン技術科, and 電気保全技術科. Includes recruitment and training periods for each.

応募資格▶雇用保険受給者等の求職者で、強く再就職を希望される方及び、意識・技能・技術の習得に意欲のある方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦の指示を受けた方。

※橋渡し訓練付十若年者コース…

基礎的な職業訓練(橋渡し訓練)を1ヶ月実施し、その後本訓練を6ヶ月実施します。概ね40歳未満の求職者、パート、アルバイト等の不安定な就労から早期安定就労を希望している方々等を対象として、6ヶ月の訓練期間のうち、「約5ヶ月間の施設内訓練」と「約1ヶ月間の企業実習」を組み合わせた訓練です。

◆詳細については、当センター又は各公共職業安定所窓口へお問い合わせください。

問合せ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
富山職業能力開発促進センター(ポリテクセンター富山)訓練課受講者第一係
〒933-0982 高岡市八ヶ55 ☎0766-28-6902(直通) ☎0766-23-6445
ホームページ▶http://www3.jeed.or.jp/toyama/poly/

富山県労働経済指標

Table showing labor market indicators for Toyama Prefecture from 2011 to 2013. Columns include monthly average wages, labor mobility rates, and job introduction status.

「職業紹介状況の年欄は年度合計を表す。また同欄は「パートを含み、学卒を除く」の数値を使用。資料は、県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査月報」、富山労働局職業安定課「労働市場速報」による。

発行：富山県商工労働部労働雇用課